

成年後見利用支援事業の利用をお考えの皆さまへ

1. 成年後見利用支援事業とは

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、身近に申立てる親族がいない場合や申立経費・後見人の報酬を負担することが困難な場合などに、市町村長が代わって申立を行うとともに、申立に要する費用、後見人に支払う報酬の一部または全部を助成する制度です。

2. 市町村長申立

本人や家族ともに申立を行うことが難しい場合など、特に必要があるときは市町村長が申し立てることができます。(老人福祉法第 32 条、知的障害者福祉法第 28 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の 2)

[申立の範囲]

- ・ 4 親等内の親族がいない場合
- ・ 4 親等内の親族がいても、音信不通であったり、申立を拒否している場合
- ・ 虐待等の理由により、親族による申立が適当でないと判断した場合

[参考] 平成 17 年 7 月 29 日付け厚労省通知

1. 市町村申立に当たっては、市町村長は、あらかじめ 2 親等内の親族の有無を確認すること。
2. 1 の結果、2 親等以内の親族がいない場合であっても、3 親等又は 4 親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市長村申立ては行わないことが適当であること。

3. 報酬助成について

(1) 対象となる方

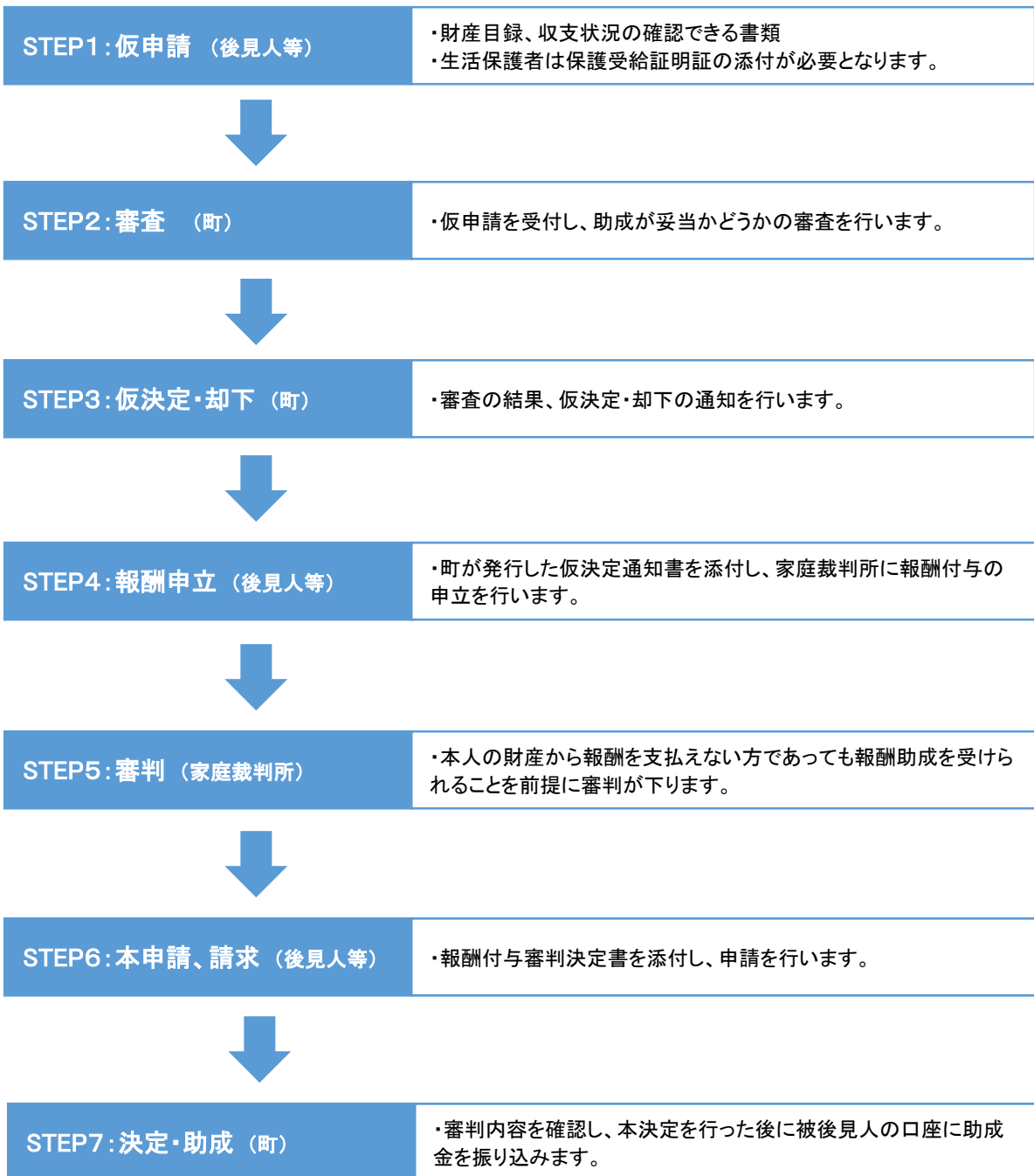
- ① 生活保護受給者
- ② 活用できる資産、貯蓄等が無く、後見人等の報酬の全部又は一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者
- ③ その他町長が必要と認める方

(2) 申請について (ご注意)

- ① 本事業の利用にあたっては審査が必要となります。
- ② 本人の資産から後見人等の報酬を捻出できる場合には対象とはなりません (町長が認める経費と後見人等の報酬の合計が対象者の収入を超過した場合には当該費用が助成対象となります。)
- ③ 本事業の申請及び請求の受付は、白浜町が仮決定を行っていることが条件となります。
- ④ 高齢者 (65 歳以上) と障害者 (65 歳未満) では申請窓口が異なります。

※申請の流れについては裏面を参照ください。

成年後見利用支援事業（報酬助成）申請の流れ



担当窓口のご案内

高齢者（65歳以上）	障害者（65歳未満）
白浜町役場 民生課 地域包括支援センター 白浜町 1600 番地 TEL 0739-43-6596 FAX 0739-43-5661	白浜町役場 民生課 福祉係 白浜町 1600 番地 TEL 0739-43-5702 FAX 0739-43-5225